

1.事業者

社会福祉法人 富山聖マリア会

2.ご利用の事業所

事業所の名称：常楽園サービス

2000年2月14日指定/富山県第1671600185号

サービスの種類：居宅介護支援

事業所の所在地：富山県中新川郡上市町舘209番

電話：076-472-3993 F A X：076-472-6967

ホームページ：<http://www.seimaria.jp/jyorakuen/>

Eメール：jyorak@seimaria.jp

事業管理者：碓井 容子

3.事業の目的

高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化にともない、要介護状態になった場合には、可能な限り、居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成ならびにその支援に努めることを目的としています。

4.運営の方針

- ・本事業所において提供する指定居宅介護支援は、介護保険法令の理念に沿ったものとします。
- ・ご利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、また、ご利用者の選択に基づき、適切な保険、医療、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
- ・ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ち、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当にかたよることのないよう公正中立に行います。
- ・事業の運営に当たっては保険者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ・居宅サービス計画の作成にあたって、ご利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画事業原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。その場合にご利用申込者の方から署名を頂きます。
- ・指定居宅介護支援の提供開始にあたり、あらかじめご利用者又はそのご家族に

④ 加算を算定した場合

初回加算	1ヶ月につき	3,000円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1ヶ月につき	2,000円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1ヶ月につき	1,000円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	連携1回カンファレンス無	4,500円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	連携1回カンファレンス有	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	連携2回カンファレンス有	6,000円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	連携2回カンファレンス有	7,500円
退院・退所加算（Ⅲ）	連携3回カンファレンス有	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円

9. ご利用者及びご利用者の家族の個人情報の提供について

常楽園サービスでは、サービス提供者会議などに、ご利用者及びご利用者のご家族の個人情報を提供することに対しては別に定める様式により同意を求めます。同意にあたり一部または全部を制限することができます。

ただし、全部を制限した場合は居宅介護支援を提供できない場合があります。

10. 守秘義務について

職員は業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を保持します。

ご利用者の医療上、緊急の必要がある場合に限り、医療機関にご利用者に関する心身等の情報を提供することができるものとします。

11. 事故発生時の対応について

ご利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者の家族、市町村、中新川広域行政等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、ご利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止について

指定居宅介護支援事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者は下記の通りです。

虐待防止に関する責任者	管理者 碓井容子
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備しています。
 - (4) 虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して実施しています。
 - (5) その他、虐待防止のために必要な措置
- 指定居宅介護支援事業所は、サービス提供時に、従業者またはご利用者のご家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村または地域包括支援センターへ通報します。

13.身分証携行業務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14.記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

15.サービス改善体制

当事業所におけるサービス改善担当者は、碓井容子（事業管理者兼介護支援専門員）です。

サービス改善担当者は、ご利用者のご意見やご要望を確認し記録します。受付けたご意見やご要望及び改善状況等をサービス改善責任者・城石芳人（常楽園施設長）及び第三者委員へ報告し、助言を求めます。

ご意見やご要望の受付時間

上市役場 福祉課

所在地 〒930-0353 上市町湯上野 1176 番地 上市町保健福祉総合センター1階

電話 076-472-1111 FAX 076-472-1115

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15

立山町役場健康福祉課

所在地 〒930-0221 立山町前沢 1169

電話 076-462-9958 FAX 076-462-9996

受付時間毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：30

富山県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情処理（専門）

所在地 〒930-8538 富山市下野字豆田 995-3 富山市町村会館内

電話 076-431-9833

F A X 076-431-9834

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

富山県福祉サービス運営適正化委員会

（社会福祉法人 富山県社会福祉行議会内）

所在地 富山市安住町 5-21 サンシップとやま 2階

電話 076-432-3280

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

中新川広域行政事務組合 介護保険課

所在地 〒930-0288 舟橋村国重 242

電話 076-464-1316

F A X 076-463-3199

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）8：30～17：15

富山県福祉サービス運営適正化委員会

所在地 〒930-0094 富山市安住町 5-21

電話 076-432-3280

F A X 076-432-6532

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）9：00～16：00

* 「常楽園サービス改善第三者委員会」も設置しています。

第三者委員 石黒 裕一様 上市町三日市 21 電話 076-472-2529

種田 均 様 上市町舘 406 電話 076-472-1754